

令和 8 年度八尾市公共用水域及び地下水質測定業務仕様書

I. 総則

1. 受注者は、「令和 8 年度八尾市公共用水域の水質測定計画」（以下「公共用水域測定計画」という。）及び「令和 8 年度八尾市地下水質測定計画」（以下「地下水質測定計画」という。）に従い、業務委託契約書、本仕様書及び本市の指示事項を遵守して、業務を遂行するものとする。
2. 本仕様書に明記していない事項並びに疑義の点は、本市係員と速やかに協議し、その指示に従うものとする。
3. 業務によって知り得た事項は、いかなる理由があっても他に洩らしてはならない。

II. 目的

「公共用水域測定計画」及び「地下水質測定計画」に示すとおり。

III. 業務内容

本市が指定する測定地点において、採水（公共用水域のみ）及び分析並びに本市への結果報告を行う。
なお、測定地点、測定回数及び測定項目等については、全て「公共用水域測定計画」及び「地下水質測定計画」に示す内容とする。ただし、「地下水質測定計画」に規定する汚染井戸周辺地区調査は除く。

IV. 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

V. 試料の採取及び分析方法

試料の採取及び分析方法は、「公共用水域測定計画」及び「地下水質測定計画」に示すとおり。

なお、それ以外の事項については以下のとおりとする。

1. 公共用水域

(1) 試料の採取方法

- ① 河川試料の採水は流心で行い、約 6 時間間隔で 2 回採取し、混合試料とする。各項目の詳細な取り扱い等については別紙 1 による。
- ② 原則として流心で試料を採水し、左岸・右岸の濃度が明らかに異なる等の場合は、河川の形状や特徴をふまえて適切な配慮を行う。
- ③ 現地で河川工事、不法投棄等が行われており、測定結果に影響があると思われる場合は、本市係員と協議の上、その対応を決定すること。
- ④ 雨天時の対応については本市の指示に従うこと。
- ⑤ 以上の他は、水質調査方法（昭和 4 6 年環水管第 3 0 号）に準拠する。

(2) 試料の保存処理および保存方法

日本産業規格「工業用水・工場排水の試料採取方法」（JIS K 0094-1994）に定める方法及び「公共用水域測定計画」、「地下水質測定計画」に示す方法による。

(3) 分析方法

- ① 試料は採取後、各分析方法に記されている適切な前処理を施し、速やかに分析に供すること。
- ② 分析方法及び報告下限値については、「公共用水域測定計画」に定めるとおりとする。

(4) 試料保存期間

原則として試料は分析データ確定後、約1ヶ月間保存し、本市の指示があったときには再分析を行う。

2. 地下水質

(1) 試料の採取・引渡し方法

- ① 「地下水質測定計画」に基づく採水は本市係員が実施する。ただし、その際に本市が求めた場合は地下水採水器具の貸し出しを行うこと。
- ② 本市指定場所へ検体名のラベルを貼った試料容器を指定した日時に持ち込み、本市の指定する場所へ引き取りに来ること。試料引渡し時には「検体引渡し票」及び試料を確認の上、受託すること。

(2) 試料の保存処理および保存方法

試料は冷暗所に保存すること。

(3) 分析方法

- ① 試料は引渡し後、各分析方法に記されている適切な前処理を施し、速やかに分析に供すること。
- ② 分析方法および報告下限値については、「地下水質測定計画」に定めるとおりとする。

(4) 試料保存期間

原則として試料は分析データ確定後、約1ヶ月間保存し、本市の指示があったときには再分析を行う。

VI. 調査実施日

調査実施日は以下のとおりとする。ただし、実施日前日及び当該日等が雨天等により、水質調査の実施に支障が認められる場合は調査を延期すること。

○ 公共用水域測定実施日程（予定）

令和8年5月12日(火)
令和8年7月1日(水)
令和8年8月4日(火)
令和8年11月5日(木)
令和9年1月7日(木)
令和9年2月2日(火)

○ 地下水質測定実施日程（予定）

令和8年11月10日(火)

Ⅶ. 調査結果の報告

1. 採水状況等の報告

調査終了後、採水時の状況（工事、色水、現地における測定項目の異常値等）について本市へ電話にて報告すること。

2. 測定結果の速報

測定の結果、公共用水域においては環境基準項目のうち健康項目が環境基準値を超過して検出された場合、地下水においては報告下限値を超過して検出された場合は判明後速やかに本市へ電子メール等で報告すること。

また、それ以外の異常値等が検出された場合もその都度報告すること。

3. 測定結果等報告書

下記の内容を掲載した測定結果等報告書を公共用水域については測定月の翌月の末日まで、地下水については試料受託後1ヶ月以内に提出すること。

(1) 公共用水域

- ・ 調査の概要（調査目的、調査地点及び地点図、調査日、調査項目等）
- ・ 測定方法及び報告下限値
- ・ 環境基準値、指針値
- ・ 濃度計量証明書
- ・ 河川別測定結果の評価（環境基準等超過の有無など）
- ・ 調査日前10日間の降雨状況
- ・ BOD、COD、SSに関する経年・経月変化図（過去のデータについては本市が提供する。）
- ・ 環境基準を超過等した健康項目の月別結果グラフ（環境基準と比較したもの）
- ・ 各河川の測定結果個別表（様式は本市が提供する。）
- ・ 現場写真（各採水状況が把握できる写真を添付する。）
- ・ その他本市が指示するもの

(2) 地下水質

- ・ 調査の概要（調査目的、調査地点、調査日、調査項目等）
- ・ 測定方法及び報告下限値
- ・ 環境基準値
- ・ 濃度計量証明書
- ・ 測定結果の評価（検出または環境基準超過の有無など）
- ・ 井戸情報一覧（様式は本市が提供する）
- ・ 測定結果個別表（様式は本市が提供する）
- ・ その他本市が指示するもの

4. 年間報告書

公共用水域については、下記の内容を掲載した年間報告書を業務期間内に提出すること。

- ・ 調査の河川別年間概況（調査目的、調査地点及び地点図、調査日、調査項目等）
- ・ 河川別年間調査結果概況・考察
- ・ 測定方法及び報告下限値
- ・ 環境基準値、指針値
- ・ BOD、COD、SSに関する経年・経月変化図（過去のデータについては本市が提供する。）
- ・ 環境基準を超過等した健康項目の年間測定結果グラフ（環境基準と比較したもの）
- ・ 各月の測定結果（調査結果概況、個別表）

- ・ その他本市が指示するもの

5. 電子ファイルの提出

年間の測定結果を電子媒体により報告すること。なお、様式、入力方法等は本市が指示することとする。

Ⅷ. その他

1. 作業手順書（SOP）の提出

受注者は、本業務の開始に先立ち当該業務に係る作業手順書（SOP）を提出すること。

作業手順書（SOP）には、採用する測定方法、定量下限値、作業管理者等の氏名等について記載し、緊急連絡先を含む調査・分析体制図をあわせて提出すること。

2. 社内体制

受注者は、現場調査、分析、報告等の一連の作業を一貫して把握し、常に総合的な判断・報告ができるよう体制を整備しておくこと。また、現場測定記録及び分析記録（分析ノート、分析チャート等）は適正に整理、保存し、本市の求めがある場合には速やかに提出すること。

3. 欠測及び再測定

測定結果が欠測となる場合は、速やかに再測定を行うこと。この場合においては本市係員へ速やかにその旨を報告すること。なお、測定結果に疑義がある場合、再分析等を指示することがある。

4. 再委託の禁止

本業務は受注者において全ての業務を行うこととし、再委託は禁止する。

5. 精度管理

本市がクロスチェック等の実施を求めた場合や試験室の視察等を求めた場合は、その都度協力すること。

6. 環境への配慮

本市は環境配慮活動に取り組んでいることから、本仕様書に基づく作業については可能な限り環境負荷を低減させるよう配慮すること。また、以下の事項についても可能な限り行うよう努めること。

- ① 報告書に使用する紙は再生紙とし、両面印刷を行う等、使用枚数の削減に努めること。
- ② サンプル業務実施等に係る自動車の使用については、極力低公害車を使用すること。
- ③ 本業務に伴って発生する廃棄物については、適正に処理・保管するとともに可能な限り低減すること。